

平成25年11月教育委員会会議の要旨

1 日時

平成25年11月21日(木) 14時00分～15時23分

2 場所

山口市役所別館1階第2会議室

3 出席委員

横山委員長、吉岡委員、宮原委員、大野委員、國弘委員、佐々木委員、岩城委員(教育長)

4 欠席委員

なし

5 事務局

小川教育部長、中谷教育部次長、西村参事、楳本教育総務課長、田中教育施設管理課長、松田学校教育課長、上村社会教育課長、山根文化財保護課長、小野教育総務課主幹、中村教育総務課主査

(議案)

○議案第1号「議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について」

(概要)

議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について(平成25年度教育費補正予算)、付すべき意見なしで承認された。

1. 内容

- ・学校給食配送業務の債務負担行為
調理場、受配校、事業者の繋がりにより、安定的に業務を遂行できる複数年契約の委託とするため。
- ・要・準要保護児童就学援助費の増額補正
一人親家庭の増加等に伴い、当初の見込より支給人数が増加したため。

(主な意見や質疑)

質問 : 運転のみの業務委託であるが、入札の形態はどうか。

回答 : 一般競争入札の予定である。

質問 : 学用品で支給しても、それを購入したかをどうやって確認しているか。

回答 : 領収書をつけてもらい、確認している。

質問 : 就学援助費の区分は3つあるが、区分間での変更はあるか。

回答 : 年度途中での母子家庭、病気や離職に伴う収入の激減により、区分2と区分3から区分1への変更が多い。

○議案第2号「議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について」

(概要)

議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について(山口市立学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例)、付すべき意見なしで承認された。

1. 内容
消費増税に伴う学校施設における使用料の改正
2. 施行日
平成26年4月1日

(主な意見や質疑)

なし

○議案第3号「議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について」

(概要)

議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について(山口市児童文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例)、付すべき意見なしで承認された。

1. 内容
消費増税に伴う児童文化センターにおける使用料の改正
2. 施行日
平成26年4月1日

(主な意見や質疑)

なし

○議案第4号「山口市指定文化財の指定について」

(概要)

有形文化財歴史資料^{はたのますひとくしよせき}「秦益人刻書石」は、文化財保護条例第4条第1項の規定により、山口市指定文化財に指定することについて承認された。

1. 内容
山口市文化財審議会では、奈良時代の石板文字資料であり、周防国榎野川流域の古代地域史や初期荘園の経営実態を解明できる、県内最古の貴重なものとして保存活用することが要請されると評価された。

(主な意見や質疑)

質問 : 指定されたら、どこに展示されるのか。

回答 : 指定物件として、歴史民俗資料館での展示を考えている。

質問 : 寄贈されるまでに時間がかかったのは、現地調査等を行ったからか。

回答 : 出土時点では、持主が墓石と間違われたのか、それほど貴重なものと認識していなかったようで、寄贈されるまでに時間がかかった。

(報告事項)

○報告第1号「県教育予算編成及び施策に関する要望について」

(概要)

県教育予算編成及び施策に関する要望について、事務局から報告があった。

1. 内容

県内の市町教育委員会協議会と、市町それぞれの教育長会の3団体が、実現してほしい事業などをまとめた要望書を県へ提出するもの。

2. 要望日

平成25年11月27日

(主な意見や質疑)

質問： 「任用期限付採用」を要望されているが、「条件付採用」とは異なるものか。

回答： ここでの「任用期限付採用」は、地方公務員法第22条第1項の「条件付採用」のことで、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく、任期をあらかじめ定めて採用し、任期が到来したら終了する任期付職員の採用のことではない。

○報告第2号「懲戒処分について」

(概要)

懲戒処分について、事務局から報告があった。

1. 内容

人事に関する案件であり、非公開とする。

(報告事項)

○報告第3号「中央図書館10周年事業について」

(概要)

中央図書館10周年事業について、事務局から報告があった。

1. 内容

10周年事業として、「動物」という一つの切り口から、本や図書館そのものに関心を持ってもらうだけでなく、絵を描くことや対談、ワークショップなどを一連のものとして展開することで、読書をきっかけとした子どもたちの創造性を育む取組を実施した。

(主な意見や質疑)

質問： とても素晴らしい企画だったが、次の新たな企画を考えているか。

回答： これを機会に、来年度も予算を組んで企画したい。

(報告事項)

○報告第4号「社会教育委員会議の協議内容について」

(概要)

社会教育委員会議の協議内容について、事務局から報告があった。

1. 内容

協働のまちづくりにおける社会教育の役割が、少し薄らいできている現状がある。今後、社会教育がどのような形でもっと入り込んだらいいかを協議したところ、交流センターと住民との関わりや、青少年の地域活動の取組などについての意見があった。

(主な意見や質疑)

意見： 協働のまちづくりと社会教育との関わりは非常に大事であるため、今後、会議を活発に進めながら、最終的に提言という形でまとめていただきたい。

(協議事項)

○協議第1号「全国学力・学習状況調査学校別結果の公表について」

(概要)

全国学力・学習状況調査学校別結果の公表について、委員からの提案があり、協議した。

1. 提案理由

11月15日の全国学力・学習状況調査の結果公表について議論してきた文部科学省の専門家会議における「学校別結果の公表についての意見」を踏まえ、現在の対応状況を確認し、教育委員会の基本的な考え方について協議するため、協議事項として提案された。

2. 現在の対応状況

今回の発表については、専門家会議による文部科学省への提言ということで、今後、文部科学省から正式な形でできることのできる考え方が示されるので、それをみてから判断したい。

市全体の内容と学校ごとの公表については、文部科学省や県教育委員会、学校現場の考え方、さらには保護者の意見等も踏まえ、どのような方法がよいかをしっかりと考えていきたい。

(主な意見や質疑)

意見： 公表の内容や方法については、学校側の意見を尊重し、あくまでも学校の了解のうえで、もっと思いきってやってみたらどうか。

意見： 学校名の公表については、学校の諸事情もあるため、配慮が必要である。

意見： 子どもたちの学力の現状を知るといことも大事であり、学力テストがもともと何の目的でやっているかにさかのぼり、また、本当に子どもたちのためになっていくのかなど、そのあたりも含めて、慎重に検討していく必要がある。

意見： 世の中の流れに保護者の意見も傾いているので、どういう公表の仕方が子どもたちにとって良い影響となるかを考えなくてはならない。

質問： 活用する力は学校や行政にも問われているが、現在、この調査を活用していることがあるか。

回答： 個人個人のコピーをとり、先生がチェックし、それぞれの子どもたちの状態を把握するほか、課題となる点についても把握し、今後の指導に取り入れるなど、しっかり活用している。